

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
1	実施要項 (P5)	8 参加申込書の提出	④業務受託実績調書に添付する、受託実績を証明する文書とは具体的にどのような資料を想定されていますでしょうか。 委託契約書を想定されている場合、契約書のみの添付で仕様書等は不要の理解でよろしいでしょうか。	主な実績に係る契約書の写しについて、契約の件名、契約期間、契約金額、発注者、受注者が記載されたページをご提出ください。仕様書等の添付は不要です。
2	実施要項 (P5)	9 企画提案書の提出	企画提案書に会社名の記載をしても問題はないでしょうか。正・副で作成部数に指定はありますか。製本の際に、ファイルの使用、インデックスを付ける等の指定はありますか。	会社名の記載は問題ありません。また、電子メールにより電子データをご提出いただくため、作成部数や製本に関する指定はありません。

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
3	実施要項 (P7)	1 3 情報 公開	仕様書に「ひたちなか市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります」との記載がありますが、提案書等の情報公開の対象となるのは、参加したすべての事業者の提案書等でしょうか。それとも、優先交渉権者に選定された事業者のみが対象となるのでしょうか。また、提案書等の情報公開が可能となる時期（公開開始のタイミング）についても、具体的にご教示いただけますと幸いです。（例：選定結果の確定後、令和8年4月1日以降など）	<p>情報公開の対象は、市の職員が職務上作成又は取得し、市が保有する文書等（公文書）であることから、全ての参加事業者の提案書等が対象となります。その開示決定については、提出された提案書等の内容や開示請求のタイミングに応じて、条例第7条から第9条までの規定（※）を踏まえ、総合的に判断します。なお、提案書等については、第9条の規定に基づき、第7条第2号や第5号に該当する部分（※）を除く一部開示に該当することが想定されます。</p> <p>※ 第7条は開示しないことができる公文書、第8条は開示できない公文書、第9条は一部開示について定めています。</p> <p>※ 第7条第2号は権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの、第5号は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の適正な執行に支障が生ずると認められるものを定めています。</p>

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
4	実施要項 (P7)	1 3 情報 公開	「提出された企画提案書等の書類については、ひたちなか市情報公開条例に基づく情報公開請求の開示対象となる」と記載がございますが、条例第7条(2)に示す通り、開示されることにより当該法人の競争上の地位やその他正当な利益を害すると認められる（＝事業者のノウハウとなり得る）点は墨消しの上開示するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書 (案) (P1)	1 業務概 要	本契約に関わる総施設数及び総業務数を教えていただけますでしょうか。	【別表1】対象施設一覧及び【別表2】対象業務一覧に示す、97施設1,051業務です。
6	仕様書 (案) (P3)	6 再委託 先の承諾に ついて	<p>(3)に「再委託先については、原則として本市の入札参加資格者名簿に登録された事業者の中から選定する」と記載されていますが、業者の選定方法に関して、以下の点をご確認させてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者選定にあたっては、包括事業者の任意の方法（価格競争、総合評価方式、随意契約など）による選定が可能という理解でよろしいでしょうか。</li> <li>・それとも、何らかの選定方法（価格比較の実施や複数見積の取得等）に関する基準や指導がある場合、具体的にお示しいただけますでしょうか。</li> </ul>	再委託先の選定方法については、一定の競争性を確保しつつ、市内事業者等を積極的に活用できる、適正かつ効率的な選定方法となるよう、企画提案書等の内容に基づく詳細協議により決定します。

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
7	仕様書 (案) (P3)	8 施設の 利用等	「本業務の実施に必要な事務所、備品、通信手段、資機材置き場、自動車及び駐車場を自らの負担で確保するものとする」、また「受託者が常駐する事務所は、市内に確保すること」との記載がございますが、事務所や資機材置き場の設置場所は、1か所に集約する必要があるのか、それとも複数拠点に分散して設けることも可能とされているのか。例として「勝田支部」「那珂湊支部」「佐和支部」といった形でエリアごとに事業所（支部）を設置することは、包括事業者の裁量によって判断可能と考えてよいか。	本業務の実施に必要と認められる範囲において、事務所や資機材置き場を複数拠点に分散して設けることは、差し支えありません。
8	仕様書 (案) (P3)	8 施設の 利用等	常駐する事務所について、緊急対応を含め24時間人員を配置する必要はありますか。	その必要はありません。No.13の質問への回答もご確認ください。
9	仕様書 (案) (P3)	8 施設の 利用等	事務所につきまして、例えば役所の一部を有償で使用させていただくことは可能でしょうか。 ※連携強化のため	本庁舎は狭隘化が進んでおり、具体的なスペースをお示しすることができません。事務所として、市の施設は使用できないものとお考えください。
10	仕様書 (案) (P3)	9 委託料 の支払い	業務従事者が休日の際に市から立ち合い要請があった場合、休日出勤費用を都度請求する理解でよろしいでしょうか。また、都度請求ができない場合、協議の上マネジメント業務費用に加算するという理解でよろしいでしょうか。	都度ご請求いただくものとお考えください。休日出勤の回数や所要時間を事前に想定することは困難であることから、修繕費同様、実績に基づき精算すべきと考えます。また、【様式7】企画提案書⑨参考見積額の作成に当たっては、修繕業務費に含まれるものとしてお取り扱いください。

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
11	仕様書 (案) (P3)	9 委託料 の支払い	「修繕および浄化槽に係るものについては、実績に基づく清算の対象」とありますが、浄化槽に関して、実績に基づく清算とする必要性について、趣旨や背景をご教示いただけますでしょうか。定額での保守点検費用とは異なる取扱いとなっている理由や、清算対象となる具体的な費目（汚泥引き抜き、点検、修繕等）があれば、あわせてお示しいただけますと幸いです。	浄化槽に関する委託業務として、維持管理業務と清掃業務があります。このうち、清掃業務については、現行契約において、契約単価に汚泥引抜き量を乗じた額を支払う取扱いとなっています。このことから、浄化槽清掃については、実績に基づく精算の対象としています。維持管理業務については、他の保守点検業務と同様の取扱いとなります。
12	仕様書 (案) (P4)	1 2 軽微 な補修等	各施設において、現在修繕等の必要性のある、または近くに保全、修繕の予定のある設備、箇所の把握はできていますものでありましょうか。 また、老朽化や経年劣化等の理由で未使用だった箇所や設備の修繕依頼が新たに多発する可能性とその把握や修繕実施の有無についてはどのような流れで行うものでしょうか、ご教示いただければ幸いです。	前段を「各施設の修繕等が必要な箇所について、市はどの程度把握できているか」、後段を「包括管理業務委託の開始当初に修繕依頼が集中する可能性と、その業務量をどのように把握し、対応していくべきか」という趣旨のご質問として回答します。 公共施設保全計画策定時の劣化状況調査を実施して以後、修繕等が必要な箇所を一元的に把握できていないため、優先度に応じた修繕予算の配分や、管理水準のばらつき等の課題が浮き彫りとなっています。 また、先行自治体の状況を鑑みれば、包括管理業務委託の開始当初に修繕依頼が集中する可能性は高いと考えています。どのような対応ができるか、ご提案を期待しています。

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
13	仕様書 (案) (P4)	1 3 不具 合通報への 対応	<p>「24時間365日受付可能な窓口を設置する」と記載がありますが、設置予定の包括管理事務所において、休日・日中・夜間を問わず、人的に常時対応できる体制（実人員配置）を想定されている、という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>それとも、夜間については携帯電話等による緊急対応体制の確保や、コールセンター等の外部受付手段の活用など、包括管理者の判断による柔軟な運用が可能でしょうか。</p> <p>また、夜間も事務所を無人にしない体制を求めているのかについても、あわせてご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>夜間も事務所を無人にしない体制までは求めていませんが、携帯電話等による緊急対応体制の確保や、コールセンター等の外部受付手段の活用などを含め、不具合通報に24時間365日対応できる体制をご提示ください。</p>

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
14	仕様書 (案) (P5)	1 3 不具 合通報への 対応	<p>「受託者が不具合の原因を特定できない場合は、原則として不具合の発生から24時間以内に、当該設備等の製造者又は納入者の作業員を派遣し、不具合原因の特定に当たらせるものとする」と記載されていますが、以下の点についてご確認させてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本記載は、当初からメーカー等による一次対応を前提としているという理解でよろしいでしょうか。</li> <li>・その場合、原因特定のために発生するメーカー側の一次対応業務と、再委託（この場合は修繕・小規模工事）について「本市の入札参加有資格者名簿に登録された事業者の中から選定」とされている点（市内業者の活用）との間に、実務上の整合性の課題が生じるようにも思われますが、どのように整理されているのでしょうか。</li> </ul> <p>もしくは、「不具合の原因を特定できない場合」とは、包括管理事業者が自ら、または入札参加資格を有する提携修繕事業者による一次対応を行っても原因特定に至らなかった場合を指す、という理解でしょうか。</p>	<p>まず、不具合の発生に関する通報を受けた場合は、当該不具合の状況を確認し、原因を特定するため、直ちに業務従事者（再委託先の職員を含む）を派遣することを求めており、この部分が一次対応に当たると考えられます。また、「不具合の原因を特定できない場合」にあっては、「当該設備等の製造者又は納入者の作業員等」を派遣することを求めており、この部分が二次対応に当たると考えられます。</p> <p>このことから、「不具合の原因を特定できない場合」とは、受託者や入札参加有資格者名簿に登載された再委託先が一次対応を行っても原因特定に至らなかった場合を指すとご理解ください。</p>

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
15	仕様書 (案) (P5)	1 4 修繕 業務	(2)に「修繕内容及び見積金額」とありますが、修繕に係る見積書の書式は、包括事業者が任意に作成した様式による提出が可能という理解でよろしいでしょうか。その場合、費用構成の透明性が損なわれるリスクや、マネジメント費との線引きが不明確になる懸念があると考えておりますが、どのような報告体制を想定しているか、見解をお聞かせいただけますと幸いです。	報告方法に関するご質問としてお答えします。修繕業務に限らず、再委託を行う場合は、費用構成の透明性を確保し、マネジメント費との線引きを明確にする観点から、再委託先から徴収した見積書が付されるものと考えております。
16	仕様書 (案) (P5)	1 6 報告 書等の提出	仕様書に「不具合等通報への対応及び修繕業務の業務報告書を作成し」と記載がありますが、不具合通報の内容には、軽微なものから緊急性・重大性の高いものまで幅があると想定されます。 これらすべてに対して即時対応および都度の業務報告書を求められるとなると、実務上の負担が大きく、対応の優先順位や報告の簡素化など、ある程度の運用ルール（協議の上で対応範囲を整理）を協議していくべきではないかと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。	業務従事者の派遣については、総括監督職員等から承諾を得た場合は、直ちに派遣しなくてよいことを示しており、通報内容の緊急性・重大性等を踏まえ、優先順位が高いものから順番に対応いただくことを想定しています。また、報告書については、対応後、作業完了報告書を作成したのち、修繕業務と併せて遅滞なく業務報告書を作成、これらを提出いただくということを想定し、【参考資料2】業務フローを示しています。これらの運用面についても、詳細協議に向けたご提案を期待しています。
17	仕様書 (案) (P5)	1 6 報告 書等の提出	市で現在報告物等を提出する際は、クラウドシステムを使用されていますか。	使用していません。

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
18	仕様書 (案) (P6)	17 管理 情報の共有	<p>「庁舎ネットワーク環境を経由して随時確認ができるよう整理し、整理情報の共有を図るものとする」・「管理情報の共有のためのシステム等の構築が必要な場合は、受託者の負担で行うものとする」との記載がありますが、これは、市が推奨または指定する情報管理ソフトウェア等が特に存在せず、包括事業者が任意の方法・システムにより構築・運用する形でよろしいでしょうか。</p> <p>市側とのデータ共有の方法や、ネットワーク接続要件なども含め、運用にあたっての前提条件があればご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>前段部分はお見込みのとおりです。ただし、受託者と総括監督職員等の間で随時確認できる必要があることから、インターネット経由で利用するクラウドサービスを想定しています。後段部分について、ウェブブラウザを用いたインターネット接続である限り、特に接続要件等の指定はありませんが、第三者が閲覧できないよう、適切なアクセス制御や情報保護措置を講ずる必要があると考えます。</p>
19	仕様書 (案) (P6)	20 市内 事業者等の 活用	<p>今回の包括に関わる対象施設の現在の契約は、市内業者及び準市内業者の契約が多数だと思いますが、市外業者やメーカーが契約している業務は、何割ほどになりますか。</p>	<p>契約件数ベースでは正確な数字は把握できていませんが、保守点検・清掃等業務における市外事業者の割合（令和5年度実績）は約34%となっています。</p>
20	仕様書 (案) (P7)	1 作業の 打ち合わせ	<p>優先交渉権者が、包括管理事業の開始前に対象施設の事前調査（現地確認や設備状況の把握等）を実施することは可能でしょうか。</p> <p>また、当該事前調査等に要した費用については、マネジメント予算に包括事業者が加味するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>事前調査の実施は可能です。後段について、お見込みのとおりです。準備行為の対価にあたる委託料の支払いは、想定しておりません。</p>

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
21	仕様書 (案) (P8)	第3章 特 記事項	<p>年度ごとの業務内容（対象施設等）については、本市と受託者との間で協議を行い、一部増減する場合があります」との記載がありますが、対象施設や業務内容が追加され、包括管理業務費の範囲を超える場合には、別途費用契約等を締結する想定でしょうか。それとも、上限額の範囲内での対応を原則とするのでしょうか。</p> <p>逆に、対象施設等が減少した場合には、委託料の減額が行われる可能性もあるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>上限額の範囲内での対応となります。また、対象施設が減少した場合は、委託業務費の減額が生じるものと認識しています。</p>
22	仕様書 (案) (P9)	1 保守点 検・清掃等 業務  (4) 昇降 機保守点検 業務	<p>「原則として、各エレベーター、エスカレーター及び小荷物昇降機のメーカーへ再委託する」との記載がありますが、現行契約においても同様にメーカーによる保守点検を実施している状況でしょうか。</p> <p>仮に現契約では独立系メンテナンス会社にて対応している機種があった場合、包括管理への移行に伴いメーカー点検へ戻すこととなれば、点検費用が大幅に上昇する可能性や、機種によってはリニューアル（制御盤交換等）を行わなければ、メーカー側が保守を受け付けないといった懸念などが想定されます。</p>	<p>エレベーター及びエスカレーターについては、現行契約においてメーカーによる保守点検を実施しています。また、小荷物昇降機については、1つの契約中に複数メーカーが混在しており、必ずしもメーカーによる保守点検とは限らない状況です。こうした状況を踏まえ、より適正かつ効率的な業務の実施を期待しています。</p>

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
23	仕様書 (案) (P10)	1 保守点 検・清掃等 業務 (9) 特定 建築物定期 点検業務	「一部の対象建物については、10年を超え3年以内ごとの外壁全面打診調査を行うこと」とありますが、この「一部の対象建物」とは具体的にどの施設を指しているのか、該当施設のリストや資料等をご提示いただくことは可能でしょうか。 外壁全面打診調査の実施には一定の費用が伴うため、実施回数や対象施設の規模によっては年間費用に大きな影響が出るものと想定されます。	履行期間中における外壁全面打診調査の実施対象建物は、12棟(※)となっています。なお、業務委託費には、これらの対象建物に係る外壁全面打診調査の実施費用を見込んでいます。 ※ 一中地区コミュニティセンター、大島コミュニティセンター、田彦コミュニティセンター、旧阿字ヶ浦小学校北校舎、同南校舎、旧平磯中学校第一校舎、同第二校舎、同体育館、勝田第三中学校本館1、高野いろは保育所園舎①⑤、旧老人福祉センター馬渡荘①、同②
24	仕様書 (案) (P11)	1 保守点 検・清掃等 業務 (11) 建 築物環境衛 生管理業務	指定管理者施設の技術者選任は受託後の協議という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	仕様書 (案) (P11)	1 保守点 検・清掃等 業務 (11) 建 築物環境衛 生管理業務	仕様書に「選任する技術者は、建築物環境衛生管理技術者免状を有するもの」とありますが、この選任者は、包括管理事業者自身の従業員である必要があるのでしょうか。それとも、再委託先の従事者でも選任可能という理解でよろしいでしょうか。	再委託先の従事者でも選任可能です。

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
26	仕様書 (案) (P12)	2 巡回点 検	<p>「外観等の目視を中心とした巡回点検」とありますが、現在未使用(閉校, 移転等による)の施設の巡回につきましては保全, 安全確認等の点検も行うものでしょうか。</p> <p>また, 災害時に避難所等で使用の際, 使用後での点検等も行う必要があるものでしょうか, ご教示いただけますと幸いです</p>	<p>地域住民等により一部利用・暫定利用されている建物(※)については, 現役の施設と同様の点検内容を想定しています。その他の建物については, 詳細協議により定めることとします。</p> <p>※ 旧平磯小学校リース校舎, 旧磯崎小学校体育館, 同リース校舎, 旧阿字ヶ浦中学校体育館</p>
27	仕様書 (案) (P12)	3 修繕業 務	<p>修繕業務の範囲は「見積金額がおおむね500万円未満で市から実施の指示を受けたもの」とございますが, 「(設計業務を伴わない) 見積金額がおおむね500万円未満で市から実施の指示を受けたもの」という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>受託者が設計業務を担う場合, マネジメント経費の算出に影響があるため①現在想定している設計業務内容 ②直近3年間の対象金額における設計業務件数をお示しく下さい。</p>	<p>設計業務を伴う場合は, 市において設計委託料並びに工事請負費の予算を別途確保し, 包括管理業務委託の範囲外で直接発注するため, 修繕業務として市が実施を指示することはありません。</p>
28	仕様書 (案) (P12)	3 修繕業 務	<p>地震, 浸水, 台風等による自然災害に伴う修繕費用について, 500万円未満のものは「修繕・小規模工事」の範囲に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また, 自然災害により発生した損害に対して, 市として加入されている保険制度との関係性(適用の可否, 補償の対象範囲など)についても, 可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>前段について, 修繕業務の対象範囲は, 「見積金額が概ね500万円未満で, 本市から実施の指示を受けたもの」となります。地震, 浸水, 台風等による自然災害に伴う修繕であっても, 修繕業務として市が実施を指示するものは対象となります。後段について, 加入している保険制度の内容が本業務の実施に何らかの影響が生じるとは考えておりません。</p>

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
29	仕様書 (案) (P12)	3 修繕業務	仕様書には「修繕費には、受託者の社内経費を加算しないものとする」とあり、この点については理解しておりますが、続く「年間の修繕金額枠に対する定額の経費として計上すること」という文言の意味について教えてください。ここでいう「定額の経費」は、どの費目に計上することを想定しているのでしょうか。具体的には、マネジメント費の中にあらかじめ織り込むという趣旨なのか、それとも別立てで管理される経費を指しているのか、ご教示いただけますと幸いです。	お見込みのとおり、修繕業務の実施に係る社内経費については、マネジメント費にあらかじめ織り込むという趣旨です。
30	企画提案書 作成要領 (P1)	2 参考見積額調書の 作成要領	企画提案書作成要領に本プロポーザル金額の提示がございますが、保守点検及び修繕業務それぞれの契約件数も合わせてお示しいただけますでしょうか。	契約件数ベースでは正確な数字は把握できていませんが、令和5年度実績からは、保守点検・清掃等業務が約350件、修繕業務が約950件と見込まれます。
31	企画提案書 作成要領 (P2)	3 提案書 作成上の留意事項	提案書内に、具体的な企業名（提案企業・協力会社等）や、過去に管理を行った施設名・現場名などの実績を記載することは可能でしょうか。記載に関する制限や配慮すべき事項がありましたら、あわせてご教示いただけますと幸いです。	具体的な企業名や施設名、現場名等の記載は可能です。これらについて、記載に関する制限や配慮すべき事項は、特にありません。
32	企画提案書 作成要領 (P2)	3 提案書 作成上の留意事項	文字サイズは11ポイント以上との記載がございますが、表・図の中の文字サイズは11ポイント以下でも問題ないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。説明文以外は、必要に応じて11ポイント未満でも差し支えありません。

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
33	選定要領	5 プレゼンテーション	プレゼンテーションの際に、提案書の要点を図解した「別紙補足資料」を配布・投影することは可能でしょうか。(※提案内容の補足や視覚的な理解促進を目的とした資料)	可能です。
34	選定要領	5 プレゼンテーション	プレゼンテーション資料について、企画提案書を抜粋の上プレゼンテーション用の独自資料を作成し対応しても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
35	様式5	事業者概要調書	組織及び支店・営業所等の拠点構成図等において、会社パンフレット等を様式に切抜・貼付、もしくは会社パンフレット等を別紙として添付する対応は可能でしょうか。	可能です。
36	様式6	業務受託実績調書	業務受託実績調書に記載する「複数施設の包括施設管理の実績」は官公庁の施設に限って記載する理解でよろしいでしょうか。	①に民間施設を含む全体の実績、②に官公庁施設での実績をご記入ください。
37	様式6	業務受託実績調書	業務受託実績調書に記載する実績は、契約満了案件だけでなく、現在履行中の案件を含めても差し支えない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	様式6	業務受託実績調書	業務受託実績調書に記載する実績において、契約が満了し二期目を受託している場合は1期目・2期目をそれぞれ1件(計2件)とみなし対応して問題ないでしょうか。	問題ありません。

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
39	様式6	業務受託実績調書	複数施設の包括施設管理の実績を記載する場合、階数・構造の指定が困難なため、該当箇所は空欄で提出して問題ないでしょうか。	階数・構造のほか、施設用途についても、記入が困難な場合は、空欄で問題ありません。
40	様式7	企画提案書	様式番号（例：様式7-①）および様式名（例：実施体制）を上部に明記したうえで、Wordで指定されている配置や枠、記載すべき内容例を省略し、PowerPointで作成しても様式として認めていただけますでしょうか。	<p>審査項目との対応関係の視認性を維持するため、提出する企画提案書の体裁は、【様式7】企画提案書（Wordファイル）で指定する配置や枠、記載すべき内容を維持してください。</p> <p>ただし、任意の資料番号を付したうえで、企画提案書の各様式中（本文）に「別紙〇〇（資料番号）のとおり」と記載し、PowerPointで作成した説明資料を添付していただくことは、差し支えありません。なお、この場合の資料の順番は、様式7-①→説明資料7-①→様式7-②→説明資料7-②…の順番となるよう構成してください。例えば、WordとPowerPointのそれぞれでPDFファイルとして出力・結合のうえ、PDFのページ構成を入れ替える方法や、Wordで作成した企画提案書をスクリーンショットでPowerPointに貼り付ける方法で作成していただくことは、差し支えありません。A4縦向きのまま、全体で50枚以内、ページ番号を付与してのご提出をお願いします。</p>

ひたちなか市公共施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答（回答日：令和7年8月6日）

No.	資料名 (ページ番号)	項目名等	質問内容	回答
41	様式7	企画提案書	上記が難しい場合、様式内の記入枠は適宜拡大縮小してもよろしいでしょうか。	記入枠の縦幅を拡大・縮小することは、差し支えありません。ただし、用紙の向きを横向きにすることや、記入枠の横幅を拡大・縮小することは、原則として認められません。
42	様式7	企画提案書	企画提案書内に事業者名の記載は可能でしょうか。また、業務受託実績等において自治体名や施設名等は記載しても差し支えないでしょうか。	事業者名の記載は可能です。自治体名や施設名等の記載も差し支えありません。